

## 私立学校経常費補助金交付要領（幼稚園）

### 第1 通 則

この交付要領は、私立学校経常費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、私立学校経常費補助金（以下「補助金」という。）の算出方法等その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 補助対象の範囲

補助対象の範囲は、学校の運営に要する経常的経費で、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に規定する人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出及び設備関係支出のうち、次に掲げるものとする。

ただし、国又は地方公共団体等の補助金の対象となったもの、後援会、財団その他からの寄附又は貸付けの対象となった経費、教材費、冷暖房費等生徒等から目的徴収している経費及び法人本部に係る経費を除くものとする。

#### 1 人件費支出

教員人件費、職員人件費

ただし、退職金、役員の報酬、所定福利費の一部及び専ら補助活動事業等に従事する職員（スクールバス運転手、売店・食堂従事者、寮監等）の人件費を除く。

#### 2 教育研究経費支出

※賃借料については、契約の相手方が当該法人の役員等でないものに限る。

#### 3 管理経費支出

#### 4 設備関係支出

※機器備品費については、1個又は1組の価格が100万円未満のものに限る。

### 第3 経常費補助金の算出方法

交付要綱第2条の規定による知事が別に定める補助金の算出方法は、次のとおりとする。

#### 1 補助金

補助金は、標準的運営費に補助率を乗じて算定する。

##### (1) 標準的運営費

標準的運営費は、教職員費、園児費、幼稚園共通費のそれぞれの基準単価に、各園の基礎数値を乗じて算出する。

ただし、園児費のうち、満3歳児については基準単価の2分の1を乗じて算出する。満3歳児とは、交付年度中に満3歳に達し、満3歳に達した日以降に入園した者をいう。

##### ア 基準単価

###### (ア) 教職員費

県の私立幼稚園に勤務する教職員の直近3カ年の平均在職年数に相当する岡山市幼稚園教育職給料表の該当号俸の給料月額を基に、教職調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当を合算した標準的年収額を算定し、これに私学共済短期給付、介護掛金、子ども・子育て拠出金、雇用保険及び労災保険料に係る学校法人負担分の一部を加えたものを教職員人件費算定の基準単価とする。

###### (イ) 園児費

文部科学省地方教育費調査（岡山県分）の学校教育費の中から、「その他の職員給与（補助活動職員を除く）」、「教育活動費」、「補助活動費」を使用し、園児費の基準単価とする。

###### (ウ) 幼稚園共通費

文部科学省地方教育費調査（岡山県分）の学校教育費の中から、「修繕費」、「その他の管理費」、「所定支払金」、「設備・備品費」、「図書購入費」を使用し、幼稚園共通費の基準単価とする。

## イ 基礎数値

基礎数値は、標準教職員数及び園児数を用いることとし、それぞれ次により算出する。

### (ア) 標準教職員数

標準教職員数は、下表により算定した数を合計して算出する。

ただし、本務教職員数が標準教職員数を下回った場合は、当該教職員数とする。

なお、教頭の標準教員数が実態の人数を上回る場合は、実態を上回る教頭の標準の人数は、教諭に加えて比較するものとする。

区 分	算 出 方 法 等
園長	1 人
教頭(副園長を含む。)	1 人
教諭(助教諭、講師を含む。)	交付年度の5月1日現在の在籍園児数の内、3歳児の数を20で除した数と、4歳児及び5歳児の数をそれぞれ30で除した数の和とする。 ただし、園児数が収容定員を上回る場合は、収容定員を園児数で除した割合を年齢別人員に乗じて得た人数を基礎として算出する。
事務職員	交付年度の5月1日現在の県内の各私立幼稚園の在籍園児数の合計を園数で除した人数を標準的な園児数として、当該園児数ごとに1人を加算する。

### a 本務教職員

#### (a) 本務教員

本務教員とは、補助の対象となる幼稚園に、専任の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭又は講師として雇用され、次の各号のすべてに該当する者。

ただし、休職等により、正規給与から減額のある者は除くものとする。

- ① 当該幼稚園における勤務を本務(週5日以上勤務)とすること。  
(同一の学校法人が設置する補助の対象となる複数の幼稚園を兼務する場合であって、その勤務の合計が週5日以上である場合を含む。)
- ② 幼稚園教諭の普通免許状又は臨時免許状を有している(園長、副園長及び教頭を除く。)こと。
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。  
(私立学校共済制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者へ移行した場合を除く。)

#### (b) 本務職員

本務職員とは、補助の対象となる幼稚園に、専任の事務職員として雇用され、次の各号のすべてに該当する者。

ただし、休職等により、正規給与から減額のある者は除くものとする。

- ① 当該幼稚園における勤務を本務(週5日以上勤務)とすること。  
(同一の学校法人が設置する補助の対象となる複数の幼稚園を兼務する場合であって、その勤務の合計が週5日以上である場合を含む。)
- ② 日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。  
(私立学校共済制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者へ移行した場合を除く。)

(イ) 園児数

a 3歳～5歳児

交付年度の5月1日現在の3歳～5歳児の園児数と収容定員を比較して、いずれか少ない数（以下「定員内実員数」という。）とする。

b 満3歳児

交付年度中の満3歳に達した日以降に入園し、かつ当該年度の1月における幼稚園の始業日に在園している園児数と収容定員から5月1日現在の満3歳児を除く園児数を減じた数を比較して、いずれか少ない数とする。

ただし、5月1日現在の満3歳児を除く園児数が収容定員を超過している場合は、満3歳児の人数は対象としない。

(2) 補助率

2分の1以内

(3) 園児納付金の低減状況による加算（以下「安心就学加算」という。）

幼稚園において、入学時納付金及び3年間の月額納付金（保育料、施設費等）（以下「納付金」という。）を低額に設定することで、保護者負担を低減させ、次の条件を満たしている幼稚園に対して、標準的運営費に補助率を乗じた金額に下表の割合を乗じた金額を加算する。

ア 当該幼稚園の納付金が、県の私立幼稚園の平均納付金額の90%未満であること。

県の私立幼稚園の平均納付金額に対する率	80%以上 ～90%未満	70%以上 ～80%未満	70%未満
増額する率	2%	3%	4%

注) 平均納付金額は前年度の納付金に基づき算出する。

2 減額措置

幼稚園において、収容定員に対する在籍園児数の割合（以下「定員充足率」という。）が著しく高い場合、補助金に下表の減額率を乗じて得た額を減額する。

定員充足率	110%以上 ～115%未満	115%以上 ～120%未満	120%以上 ～125%未満	125%以上 ～130%未満	130%以上 ～135%未満	135%以上 ～140%未満	140%以上 ～145%未満
減額率	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%

定員充足率	145%以上 ～150%未満	150%以上 ～155%未満	155%以上 ～160%未満	160%以上
減額率	40%	45%	50%	100%

ただし、定員充足率が前年度から連続して110%を超過している場合は、上表の減額率に調整係数（2年連続の場合は1.1、3年連続の場合は1.2、以後毎年度0.1を加算）を乗じた率とする。

第4 その他

交付要綱第2条の補助金の交付を受ける学校法人が留意すべき知事が定める留意事項は次のとおりとする。

1 人件費支出

(1) 人件費の補助対象となった教職員の雇用に関する発令簿、出勤簿、源泉徴収票及び私立学校教職員共済組合に対する当該年度標準給与基礎届出書等を整備し、当該

学校の教職員であることを明らかにしておくとともに、補助金の充当内訳を作成しておくこと。

(2) 本俸及び諸手当の支給基準を明らかにしておくこと。(給与規程の整備)

2 人件費支出以外の補助対象となった支出

(1) 修繕費関係支出

ア 修繕については、修繕を行う前後の写真を整備すること。

イ 証拠書類を必ず徴しておくこと。(見積書、入札関係書類、契約書又は請書、請求書、領収書又は口座振込金受取書等)

(2) 設備関係支出(機器備品、図書)

ア 品名・品質・形状・規格等を証拠書類に明記するとともに、発注したときのカタログ等を必ず整備すること。

イ 補助対象物品には、次の表示をすること。

年度
県

ウ 証拠書類を必ず徴しておくこと。(見積書、入札関係書類、契約書又は請書、納品書、検収調書、請求書、領収書又は口座振込金受取書等)

(3) 旅費交通費

ア 旅費の支給については、旅費規程等により支出した根拠を明らかにしておくこと。(旅費規程の整備)

イ 出張命令、旅費の請求及び受領、復命書を整備し、出張内容等を明らかにしておくこと。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

2 経過措置として、次より補助金額の調整を行う。

(1) 経過措置期間

経過措置の適用は、平成20年度から平成23年度までの4年間とする。

(2) 算定基準

経過措置期間に交付する補助金額は、平成19年度の学校法人等運営費補助金(一般分)の補助金額を基準とし、平成20年度は97.5%、平成21年度は95%、平成22年度は90%、平成23年度は85%を下限とする。

3 第3-2の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年度補助金から適用する。なお、経過措置については従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年度補助金から適用する。なお、経過措置については従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度補助金から適用する。

附 則(令和8年3月19日改正)

この要領は、令和8年度補助金から適用する。